

都市再整備促進のための特別法施行規則

(略称：都市再整備特別法施行規則)

2006年6月30日 建設交通部令第524号 新規制定
2018年2月9日 国土交通部令第491号 最新改正

所管：国土交通部住宅整備課

第1条(目的) この規則は、「都市再整備促進のための特別法」及び同法施行令で委任された事項及びその施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(再整備促進地区指定等の報告) 特別市長、広域市長、道知事又は特別自治道知事(以下「市・道知事」という。)又は「地方自治法」第175条によるソウル特別市及び広域市を除く大都市(以下「大都市」という。)の市長は、「都市再整備促進のための特別法」(以下「法」という。)第5条第5項により再整備促進地区を指定したとき又は変更したときは、「都市再整備促進のための特別法施行令」(以下「令」という。)第5条各号の事項を、国土交通部長官に報告しなければならない。〈改正2008.3.14、2011.11.29、2013.3.23〉

第3条(再整備促進地区指定の効力喪失等の報告) 市・道知事又は大都市市長は、令第7条第2項により再整備促進地区指定の効力喪失又は解除を告示したときは、同条第1項各号の事項を国土交通部長官に報告しなければならない。〈改正2008.3.14、2011.11.29、2013.3.23〉

第4条(基盤施設補償金額の返還利子) 法第11条第4項前段の「国土交通部令で定める利子」とは、補償を受けた日から補償金の返還日前日までの期間中に発生した利子をいう。この場合、利子率は、補償金の返還当時の「銀行法」による認可を受けた金融機関のうち全国を営業区域とする金融機関の3年満期定期預金金利の平均を適用する。〈改正2008.3.14、2013.3.23〉

第5条(再整備促進計画の報告) 市・道知事又は大都市市長は、法第12条第4項により再整備促進計画の決定又は変更を告示したときは、令第15条各号の事項を国土交通部長官に報告しなければならない。〈改正2008.3.14、2011.11.29、2013.3.23〉

第6条(賃貸住宅の供給方法等) 法第30条第4項後段による賃貸住宅の供給方法等は、「都市及び住居環境整備法施行令」第69条第1項の方法による。〈改正2018.2.9〉

第7条(ボグムチャリ住宅の賃借人の資格) 令第36条第3項によるボグムチャリ住宅の賃借人の資格は、次の各号の順位による。〈改正2009.4.21〉

- 一 第1順位 再整備促進事業により撤去される住宅の賃借人
- 二 第2順位 再整備促進事業により撤去される住宅の所有者
- 三 第3順位 第1順位及び第2順位に該当しない者であって、「住宅供給に関する規則」第32条により定められた者

[本条新設2008.6.27]

[題目改正 2009. 4. 21]

附 則<第 524 号、2006. 6. 30>

この規則は、2006 年 7 月 1 日から施行する。

～ 中略 ～

付則 <国土交通部令第 491 号、2018. 2. 9.> (都市及び住居環境整備法施行規則)

第 1 条 (施行日) この規則は 2018 年 2 月 9 日から施行する。

第 2 条から第 4 条 ～ 略 ～

(以 上)